

まちづくりキャッチフレーズ

あふれる笑顔 豊かな緑

交流とふれあいのまち倉吉



## 実がなる森に遊びに行きました

### こみさと 木の実の里

関金保育園児約 80 人は、秋の遠足として、関金町泰久寺にある「木の実の里」へ出かけました。

「木の実の里」は、旧関金町の田園空間整備事業でつくられた、約 5 ヘクタールの広大な自然の公園です。蒜山や大山を見晴らすことができる小高い丘に、実のなる木、昆虫が集まる木、香りのする木などが植えられ、芝生の緑が広がります。

秋晴れの下、子どもたちは、芝生の上を走ったり、転がったり。山に向かって「ヤッホー！」と叫ぶと、見事に山びこがこだましました。また、園内にあるマキの木に赤い実を発見！ 夢中になって秋の味覚を楽しみました。

元気に遊んだ後は、さわやかな秋の風を感じながら、家族の手に作ってもらったお弁当をおいしく食べました。

#### ●主な内容●

- 市民参画条例 ..... 2 ~ 3
- 11 月は国民年金制度推進月間です ..... 4
- がけ地近接等危険住宅移転事業の案内 ... 5
- 服部秋の大収穫祭！ /  
やって文化・見て文化 ..... 6
- ハート・バリアフリー ..... 7
- 遙かな町へ / 韓日記 ..... 8
- インフォメーション ..... 9 ~ 14
- 健康ファイル ..... 15
- どうぞ・どうぞ / きてみてね / 地区の話題 ..... 16

# 2005 11・1

# 「市民と行政がいっしょにつくる地域社会をめざして」

(仮称) 倉吉市市民参画条例に盛り込みたい内容をまとめました

市民が、地域の諸課題について自らが取り組むことが自治の基本であることを認識し、市政に積極的に参画するとともに、市民、市民活動団体、事業者(以下「市民等」という)及び市が協力して、住みやすい地域社会をつくることが大切です。そのためのルール、仕組みとして(仮称)倉吉市市民参画条例の研究を、市民と市職員で構成する市民参画デザイン研究会で進めています。

研究会では、条例案の作成に先立ち、条例に盛り込む内容を項目ごとに整理しました。多くのご意見をお寄せください。

1. 前文  
次の内容をはじめ、条例制定の背景、必要性などを盛り込みます。

○ 地方分権の進展によって、市民と行政が協働した新しいまちづくりが求められる時代となったこと。  
○ そのためには、積極的な市民の立場をふまえた意向を、政治的主体として市政運営に反映できる仕組みを充実させることが必要であること。  
○ 市民と行政、市民と市民が対等な関係で市民参画を進め、個性豊かで活力ある倉吉市を実現させること。

2. 条例の目的  
より快適で活力ある倉吉市を創造するため、市民参画を推進する必要がある。その推進のための仕組み(条例)です。基本理念及びその実現に関する基本的な事項を定めます。

3. 定義  
本条例で用いられる基本的用語の意義を明らかにします。「市民参画」、「協働」をはじめ、「市民」、「市民活動」、「市民活動団体」、「パートナーシップ」、「事業者」及び「実施機関」について定義します。

4. 基本理念  
市民等及び市が、協働して市民参画型社会の実現及びその発展にあたっての基本理念について次ぎのように定めます。

○ 「市民参画」とは、市民、市民活動団体、事業者が、市の施策の立案、実施及び評価の各段階に自発的かつ自律的にかかわることと、まちづくりのために協働すること。  
○ 「協働」とは、共通の目的を達成するために、互いの立場の違いを認識し、協力して行動すること。  
○ 「事業者」とは、市内で営利を目的とする事業を行う個人または法人で、公益の増進を協働して図る意思のある者

○ 市民等及び市は、協働の関係を構築し、市民参画型社会の実現及び発展に努めること。  
○ 市民等及び市は、市民参画を推進するため、それぞれが持っている情報の提供及び共有に努めること。  
○ 市は、市民参画に対する市民意識の醸成及び市民活動の促進に努めること。

5. 市民の責務  
市民は、自発的かつ自律的に市民参画に関する理解を深め、自らが暮らす社会に関心を持ち、自らできる事を考え、行動するとともに、進んでまちづくりへの参加に努めるという責務を定めます。

6. 市民活動団体の責務  
市民活動団体は、自発的かつ自律的に市民参画に関する理解を深め、市民参画型社会の実現及び発展に役立つよう努めることと、

自らの活動の公益性を検証するとともに、情報を市民に提供することで、市民活動についての市民等の理解の促進に努めるという責務を定めます。

7. 事業者の配慮  
事業者は、市民参画に対する理解を深めるとともに、その発展の寄与に努めることと、市民活動の果たす役割の重要性への理解を深めるとともに、市民活動に対する支援に配慮するよう努めるという役割を定めます。

8. 市の責務  
市は、市民参画が図られるよう努めることと、市民活動を促進するための環境整備に努めるという責務を定めます。

9. 市民参画の対象  
どのような施策を市民参画の対象とするかについて次のとおり定めます。  
○ 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定または変更  
○ 市の基本的な制度を定める  
○ 条例もしくは市民生活及び事業活動に重要な影響を与える  
○ 条例もしくは規則、または市

の機構を定める条例もしくは規則の制定または改廃  
○ 予算を編成するための事業の選択  
○ 事業の実施  
○ 施策、事務事業の評価

10. 市民参画の方法  
どのような方法で市民参画を実施するかについて次のとおり定めます。  
○ 説明会の開催  
○ アンケートの実施  
○ ワークショップの開催  
※「ワークショップ」とは、特定の課題などについて、参加者が相互の対話や協働作業を通じて解決を図ろうとすること

11. 市民参画の方法の公表  
どの施策に、いつ、どのような方法で参画できるか、市は、できる限り早い時期に公表することを定めます。

12. 市民参画の実施に際しての注意事項  
市民参画を実施する際、市が注意する事項について定めます。



13. 情報の提供と共有  
市民参画の前提となる情報の提供及び共有について次のとおり定めます。

○市民等及び市は、市民参画を推進するため、個人情報保護に配慮し、相互に情報を提供し共有することに努めること。

○市は、市民参画を推進するため、市政に関する情報を、できる限り早い時期に、確実に、適切な方法で市民等に提供しよう努めなければならないこと。

14. 広聴  
市民参画の対象になつていない施策についても、より幅広い市民の意見、アイデアを常に把握しておく必要があることから、市における広聴の方法及び考え方について次のとおり定めます。

○市は、市民参画を推進するために、手紙、電子メール等による提案、質問などの受付、アンケートの実施、直接的な対話の実施などの方法で、市民等の意識の把握及び意見の聴取に努めるものとする。

15. 附属機関等の委員  
附属機関等いわゆる審議会(検討会)の委員の選任に際し、原則として公募委員を含むことなど、注意すべき事項について次のとおり定めます。

○市は、附属機関等の委員を委嘱し、または任命しようとするときは、一部または全部の委員を公募で選出された委員とするとともに、男女比率、年齢構成、在籍数及び他の附属機関等の委員との兼職状況等を考慮して選考するものとする。

○附属機関等に公募委員を含まないことができる場合があるものとする。

16. 市民活動を促進するための環境整備  
市民活動を活性化させるため行政が支援すべき方針、方向について次のとおり定めます。

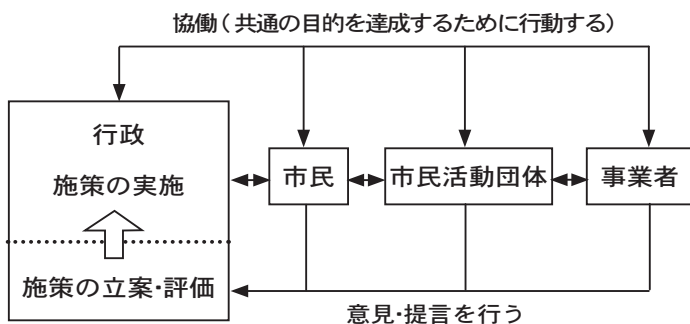
○市長は、市民活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市民活動を促進するための環境整備に関する基本的な計画として、「市民活動促進基本計画」を策定すること。  
○市長は、市民活動の重要性に対する市職員の理解を促進するとともに、市の責務に基づく環

境整備として、支援における公平性及び市民活動の自律性に配慮しながら、必要な支援に努めること。

17. 年次報告  
市民参画及び市民活動の状況を把握するための情報を共有するため、年次報告の公表について定めます。

18. 倉吉市市民参画審議会の設置  
市民活動促進基本計画の策定と市民参画及び市民活動に関することについて、市民と行政が協働して審議するため、市長が諮問する倉吉市市民参画審議会の設置について定めます。

<市民参画イメージ図>



◇ご意見の提出期限は

11月15日(火)

◇ご意見の提出方法及び提出先

様式は問いませんので、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで提出してください。

(1) 郵送の場合

〒682-8611

倉吉市葵町722

倉吉市企画部市民参画課宛

(2) ファクシミリの場合

FAX 22-8144

※表題を「(仮称) 倉吉市市民参画条例要綱案に対する意見」と記入してください。

(3) 電子メールの場合

電子メールアドレス: sankaku@city.kurayoshi.tottori.jp

※表題を「(仮称) 倉吉市市民参画条例要綱案に対する意見」と記入してください。

研究会はみなさんのご意見・参加をお待ちしています。

※市ホームページ (http://www.city.kurayoshi.tottori.jp) で研究会の詳しい内容を閲覧いただけます。

※意見・問い合わせ先

市民参画課 (☎22-8159)

FAX 22-8144

## 第10次倉吉市総合計画 (原案) について意見を募集しています。

当市では、倉吉・関金合併協議会で策定された「新市建設計画」を基本としながら、平成18年度からスタートする「第10次倉吉市総合計画」の策定に向け、住民説明会の開催や市民意識調査の実施、ホームページによる意見募集などの取り組みを行いながら進めてまいりました。これらの経過を踏まえ、第10次総合計画 (原案) を策定し、ホームページでその内容と策定経過を公開していますので、ご意見などをいただきますようお願いいたします。

なお、ホームページがご覧になれない人は、企画課 (☎22-8161) へお問い合わせください。

○ホームページアドレス

http://www.1.city.kurayoshi.tottori.jp/kikaku/sougou/10jiso/kihonhosin.html



第1回総合計画審議会

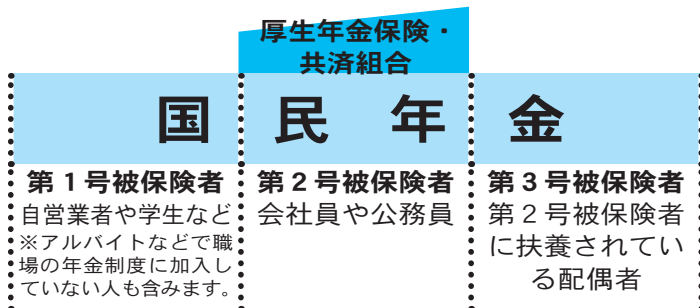
# 11月は国民年金制度推進月間です

## きちんと知って安心受給 あなたの国民年金

### ～みんな加入 国民年金～

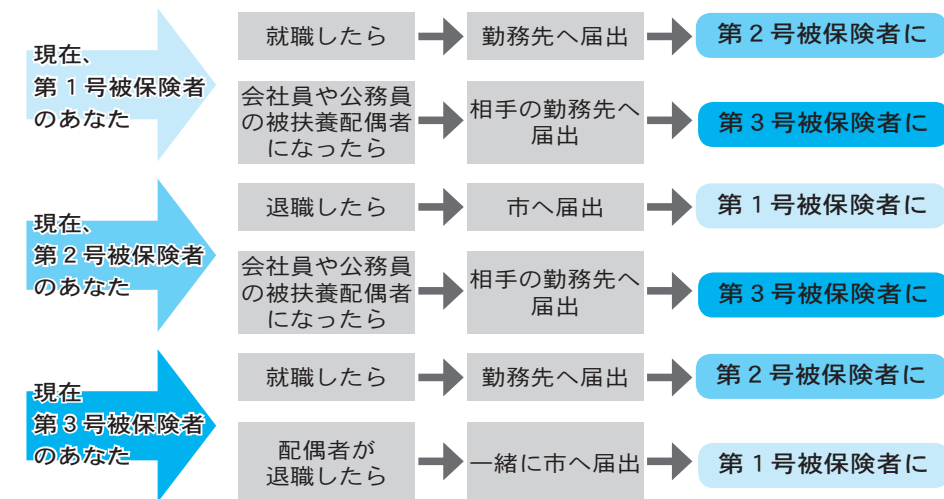
国民年金には20歳以上60歳未満の人はみんな加入します。同時に、会社員は厚生年金保険、公務員は共済組合に加入しています。

加入は、3種類。あなたは第何号被保険者ですか。



### 《届出》

会社を辞めたり、結婚して専業主婦になったり、就職したりした場合は、加入する年金の種別が変わりますので届出が必要です。



### 《保険料の納めかた》

加入の種別で、保険料の納めかたも違います。

#### ●第1号被保険者

平成17年度の保険料額は、月額13,580円です。納付書で納める方法と口座振替で納める方法があります。口座振替には当月末引き落としと翌月末引き落としの選択があり、当月末引き落としにすると、月40円の割引が受けられます。

月々納める方法とある期間をまとめる前納で納める方法があります。前納にするとまとめた期間に応じた割引があります。

付加年金・・・月額400円の付加保険料を納めて、老齢基礎年金に上乗せした付加年金を受けられます。付加保険料納付月×200円が年額となります。

#### ●第2号被保険者

職場の年金保険料は月々の給料やボーナスから引かれています。個人で納める必要はありません。

#### ●第3号被保険者

保険料の納付の必要はありません。自分が第3号被保険者に当てはまることを配偶者の勤務先に届け出ます。過去に第3号被保険者に該当していたのに届出が

比較 保険料はどうすればお得？		1年間の保険料金
現金	月々	162,960円
現金	前納 (1年分まとめる場合)	160,070円
口座振替 (翌月末引き落とし)	月々	162,960円
口座振替 (当月末引き落とし)	月々	162,480円
口座振替	前納 (1年分まとめる場合)	159,540円

※前納は取りまとめる期間が短くなれば割引は低くなります。(平成17年度)



すんでない人は、社会保険事務所で特例の手続きをすることができます。平成17年4月から、届出を忘れていた第3号被保険者期間を全て認める特例がスタートしました。届出忘れが心配な人は確認しましょう。

### ～ねんきんダイヤルができました～

○年金請求などの年金相談については、

☎ 0570-05-1165

○すでに年金を受けている人の年金相談については、

☎ 0570-07-1165

\*受付時間は8:30～17:00(土・日・祝日を除く)

\*『ねんきんダイヤル』は、お客様からの電話を全国の年金電話相談センターの回線の空いているところにおつなぎします。通話料は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。

\*電話機の設定、PHSなど電話機によってはご利用になれない場合があります。

※問い合わせ先：市民課市民年金係

(☎ 22-8155/ ☎ 22-2954)

鳥取社会保険事務局倉吉事務所

(☎ 26-5311/ ☎ 26-1742)